(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区大高町字高根山一番三八から大府市共和町別岨一六六番まで	前	九四・八六～三五六・二〇メートル	〇・二九七キロメートル
	後	九四・八六～三五六・二〇メートル	〇・二九七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間中部地方整備局及び同局高山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百五十八号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
高山市上切町八八六番一から同市上切町九七三番まで	〇・〇〇～二七七・〇〇メートル	〇・六一二キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年五月三十一日

○中部地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	高山市上切町八八六番一から同市上切町九七三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年五月三十一日

○中部地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市緑区大高町字高根山一番三八から大府市共和町別岨一六六番まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年五月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
奈良県生駒郡斑鳩町幸前二丁目六四番三から同町稲葉西二丁目四二番一一まで	前	BA	七・〇〇～二四・四〇メートル	四・一二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	二二・九〇～三五・五〇メートル 七・〇〇～二四・四〇メートル 二二・九〇～四八・七〇メートル	〇・六七七キロメートル 四・一二〇キロメートル 〇・七八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
湖南市夏見字上五反田五七五番一から同市針字講田二二九番一まで	前	九・四二～一六・九七メートル	一・一四三キロメートル
	後	一〇・〇八～一七・七五メートル	一・一四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市浜大津四丁目一一五番三一から同市浜大津一丁目一三番一まで	前	二一・八五～二七・四一メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	二一・八五～二七・四一メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市西京区上桂三ノ宮町一二番二から同市西京区御陵塚ノ越町二一番二まで	前	二一・〇〇～五四・九〇メートル	〇・九五五キロメートル
	後	二一・〇〇～五八・七〇メートル	〇・九五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所